

館蔵資料

「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」について

金森正也*

はじめに

宗門人別帳は、近世農民の家族構成を知ろううえで、重要かつ有効な資料であるが、秋田においてその存在が確認されている事例は極めて少ない。したがって、近世秋田の農民の家族構成に関する論考も、わずかな成果をみるだけである。さいわい、当館所蔵の茂木家の資料のなかに、数点の宗門人別帳が含まれているので、その紹介をかねつつ、秋田藩における農民の家族構成にかかわる若干のコメントをくわえて、研究者の検討資料として供したい。

I 形態

茂木家資料に含まれている近世の宗門人別帳は、以下のとおりである（大きさは、いずれも34.6×12.3センチの横帳。資料請求番号は、317—3001～09）。

- ①「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(安政4年)
- ②「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(安政5年)
- ③「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(安政5年)
- ④「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(安政6年)
- ⑤「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(安政6年)
- ⑥「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(文久2年)
- ⑦「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(文久3年)
- ⑧「雄勝郡三又村切支丹御調

五人組合御帳」(文久3年)

- ⑨「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」(文久3年)

これらは、その記載形式から次の3つに分類される。ひとつは、一般に「宗門人別帳」と通称される性格のものである(①②④⑥⑦)。

ふたつは、村内構成員の異動を項目別にまとめたもので(③⑤⑨)、子供の年齢別書上(写真1・史料1)・出生者・他郷より入村の者(写真2・史料2)・他郷へ出村の者・病死者・村内異動・名前の変更(写真3・史料3)・潰跡株継承者(写真4・史料4)の各事項について書き上げたものである。当館で作成した目録では、備考に「移動調帳」と付してある。みつつめは、五人組ごとに、家族の人数、さらにその男女別人数および当主名を書き上げ、そして各組の末尾にその五人組の惣人数をまとめたものである(写真5)。なお、この内容のものは上記のうち⑧の資料のみである。

次に、本来の宗門人別帳にあたるものの記載形式と内容を簡単に紹介しておこう。

まず、冒頭に肝煎・長百姓が連署捺印した前書がある。内容は、特に他の宗門人別帳一

写真1



史料1

—	—	—	—	—	—	—	—	—	年附
喜左衛門家内	末右衛門家内	甚兵衛家内	甚十郎家内	藤四郎家内	平助家内	長右衛門家内	七右衛門家内	吉郎兵衛家内	
亀松	おくめ	弁治	おうめ	市松	文助	子之松	おみね	おなか	七ツ子

* 秋田県立博物館

写真 2



史料 2

- 一 おみの 雄勝郡八面村勇助家内より
当村勘右衛門家内へ入人
- 一 おいし 平鹿郡上樋口村正五郎家内
当村吉郎兵衛家内へ入人
- 一 おなつ 雄勝郡田子内村喜右衛門家
内より当村東九郎家内へ入人
- 一 六之助 同郡銀山家内より当村重蔵
家内へ入人
- 一 仁吉 同郡萩袋村長右衛門家内よ
り当村忠治家内へ入人
- 一 おしん 同郡三梨村丹四郎家内より
当村十兵衛家内へ入人
- 一 合六人 内式人男
同四人女

写真 3



史料 3

- 一 勘右衛門家内 女房
- 一 吉郎兵衛家内 女房
- 一 五郎兵衛家内 女房
- 一 同人家内 専之助事
五郎兵衛
- 一 孫右衛門家内 女房事
母親
- 一 藤九郎家内 太助事
源蔵
- 一 市左衛門家内 おつめ事
女房

般と異なることなく、五人組にかわって調査した旨を記し、村内に切支丹のいないことを宣誓している。このあとに人別の書上があり、最後に肝煎・長百姓による連署捺印の後ろ書きと、檀那寺による連署捺印の後ろ書きが続いている。これも特にめだつところはないが、前者において、村内における修行者や乞食の取り扱いについて所定の手続きをふんでいることを記し、くわえて農業に不出精の者は一人もないことを宣誓している。そ

写真 4



史料 4

- 一 潰跡家内
 - 一 向宗
 - 一 通覚寺 末吉
 - 一 同寺 女房
 - 一 同 おくめ
 - 一 家内合三人 内老人男
同式人女
- 右者先年当村清三郎潰家ニ相成候處、此度当村孫右衛門家内より別家相統仕度願之通り被仰付候

写真 5



写真 6



して、この宣誓にたがうことがあった場合は、五人組・村役人までも曲事とするとしている。人別書上は、五人組別に記載され、檀那寺別にはなっていない(写真6・史料5)。人別は、まず当主が、続いてその配偶者が記され、当主の女親がいる場合はそれに続いて「母親」と記され、そのあと他の家族が書き上げられる。当主以外の家族についても、妻帯者の場合は、夫に続いて妻が「女房」と記載され、男性全体の書き上げに続いて女性が書き上げ

表 1

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	八右衛門	女房	長藏	女房	亀六	女房	慶助			
2	福松	女房	清藏							
3	庄左衛門	女房	おつる	喜代松	亀松					
4	門右衛門									
5	太郎右衛門	女房	直吉							
6	庄右衛門	女房	母親	おいち						
7	庄右衛門	女房	母親	おいち						
8	久藏	女房	茂助	女房	和助	左助				
9	勘右衛門	女房								
10	直太郎	女房	巳太郎	女房	菊松	おちん				
11	平助	女房	母親	文助	おます	おさん				
12	長吉	喜助	女房	おやす	おこま	久吉				
13	宅兵衛	女房	母親	松五郎	鶴松	亀松				
14	文藏	女房	金助	丈助	虎松					
15	長左衛門	母親	おちよ	利吉						
16	吉郎兵衛	女房	捨松	女房	市松	女房	石松	おなつ	おいそ	
17	藏之助	女房	母親	おなか	おのへ	おさた				
18	甚十郎	女房	おうめ	繁松	貞治					
19	孫兵衛	女房	おみつ	松藏	おつね					
21	与助	女房	又藏	安藏	正藏	おくら				
22	五左衛門	女房	後家	庄松	喜代松	おかね				
23	仁左衛門	女房								
24	清右衛門	女房	子之松	女房	おまつ	松藏				
25	五郎兵衛	女房	母親	西松	女房	おはつ	専松	定松	吉松	
26	孫右衛門	女房	母親	後家	市太郎	女房	おたつ	おのぶ		
27	作右衛門	女房	久藏							
28	藤九郎	女房	源藏	女房	おみね	おつめ	兼吉			
29	末吉	女房	おくめ							
30	万之助	女房	惣助	松五郎	女房	おむら	おなを	福治	おいと	西松
31	庄三郎	女房	金藏	惣治	おさへ					
32	儀兵衛	女房	おまき	おきよ						
33	元益	永太郎	女房	幸治						
34	市太郎	女房	三之助	女房	源太郎	女房	市松			
35	長右衛門	女房	長松	祐助	おさん	子之松				
36	十藏	女房	母親	岩藏	女房	六之助	菊五郎			
37	喜助	女房	おまき	与吉						
38	勘左衛門	女房	おなつ							
39	勘十郎	女房	善吉							
40	平重郎	母親	藤之助	嘉太郎	女房	おきく	藤吉			
41	伊兵衛	女房	吉五郎	久藏	女房					
42	兵右衛門	運藏	女房	おしょう						
43	空右衛門	女房	万太郎	長之助	おとめ					
44	七右衛門	女房	おみね	おせつ						
45	吉兵衛	繁松								
46	平藏	女房	母親	西松	女房	利助	おきわ	平松	おはつ	
47	市左衛門	女房	祐助	女房	永助	長助				
48	太郎兵衛	女房	おせん	清太郎						
49	作兵衛	女房	惣吉	おまつ	おふく					
50	太兵衛	女房	倉吉							
51	庄之助	女房	女房	永吉						
52	平右衛門	女房	母親	宮松	女房	松之助	幾松	辰之助	おいま	捨吉
53	久兵衛	母親	おいわ	おもよ	女房	千藏				
54	耕作	女房	浅之助	おうめ						
55	七五郎	利八	女房	おとく	佐市	定松				
56	利右衛門	倉吉	女房	おみつ	常吉					
57	甚兵衛	乙松	女房	三太郎	弁治	源治				
58	仁助	母親	弁治	岩五郎						
59	利左衛門	女房	おいし	政吉	岩松					
60	仁太郎	女房	おきせき							
61	十右衛門	女房	おさき							
62	太左衛門	女房	平太	女房	おゆき	永助	おのえ	おまき		
63	善左衛門	女房	喜代松							
64	新右衛門	女房	富藏	文藏						
65	角助	金藏	磯松	女房	丑松	おりさ				
66	久右衛門	女房	福松	女房	辰之助	久助				
67	藤四郎	女房	石松	倉松	女房	おすえ				
68	十兵衛	金四郎	女房	後家	女房	十助	おきん	菊松		
69	九左衛門	女房	西松	宇太郎	女房	市吉	末松	菊松	徳治	十治
70	仁吉	後家								
71	惣兵衛	女房	女房	徳松						
72	善助	女房	万藏	おみや						
73	長之助	女房	女房	おふち	後家					

安政5年「雄勝郡三又村切支丹御調御帳」による

表 2

		他郷より入		他郷へ出				他郷より入		他郷へ出			
安政5年	①	雄勝郡八面村 勇助家内より	⑨	雄勝郡兵衛家内 おまさ	雄勝郡杉沢村 木兵衛家内へ	安政6年	⑦	雄勝郡猿半内村 三右衛門家内より	⑭	万之助家内 おなを	雄勝郡三梨村 与十郎家内へ		
	②	平鹿郡上樋口村 正五郎家内より	⑩	八右衛門家内 おつる	雄勝郡飯田村 権兵衛家内へ		⑧	平鹿郡新藤柳田村 専太郎家内より	⑮	嘉左衛門 一家5人	東福寺銅山へ		
	③	雄勝郡田子内村 嘉右衛門家内より	⑪	太郎右衛門家内 三蔵	平鹿郡増田村 太兵衛家内へ		⑯	院内銀山より	⑰	太兵衛家内 倉吉	雄勝郡猿半内村 源助家内へ		
	④	銀山より	⑫	五郎兵衛家内 三蔵	平鹿郡増田村 太兵衛家内へ		文久2年	院内銀山より	⑱	太左衛門家内 おゆき	平鹿郡客殿峠谷地村 久吉家内へ		
	⑤	雄勝郡萩袋村 長右衛門家内より	⑬	家内頭吉五郎	院内銀山へ				⑲	重兵衛家内 後家・おきん	雄勝郡三梨村 七三郎家内へ		
	⑥	雄勝郡三梨村 丹司郎家内より	⑭	庄三郎家内 おはん	雄勝郡三梨村 惣十郎家内へ				⑳	重蔵家内 六之助	平鹿郡植田村 平助家内へ		
			㉑	才助一家4人	阿仁銅山へ	㉒	孫兵衛家内 正右衛門	⑳	平蔵家内 おきわ	平鹿郡新古内村 利兵衛家内へ			
			㉓	善左衛門家内 女房	平鹿郡二井田村 兵助家内へ	㉔	五郎兵衛家内 女房	㉕	雄勝郡大倉村 七四郎家内より	㉖	太郎右衛門家内 おわき	雄勝郡川油村 石五郎家内へ	
				㉗	吉郎兵衛家内 岩松	久保田 後藤様家内へ	㉘	仁太郎家内 吉松	㉙	雄勝郡八面村 正右衛門家内より	㉚	文蔵家内 金助	平鹿郡浅舞村 石五郎家内へ
						㉛	九左衛門家内 千代松	㉜	東福寺銅山より	㉝	兵右衛門家内 おしょう	雄勝郡田子内村 長助家内へ	
						㉞	庄三郎家内 おちん	㉟	平鹿郡鮫越村 藤助家内より	㊱	平蔵家内 おはつ	平鹿郡増田村 円兵衛家内へ	
						㊲	七郎兵衛家内 おたけ	㊳	雄勝郡桶庭村 久次家内より	㊴	儀兵衛家内 甚太郎	平鹿郡十文字村 新太郎家内へ	
								㊵	新右衛門家内 女房	㊶	平鹿郡下樋口村 林助家内へ		
								㊷	太郎兵衛家内 辰蔵	㊸	雄勝郡萩袋村 市左衛門家内へ		

- ・「移動調帳」による。但し同史料は年度遅れの作成であり、実際の移動はそれぞれの前年に行われている。
- ・㉑のみ「移動調帳」にみえない。安政6年「切支丹御調帳」の張り紙によった。

のである。

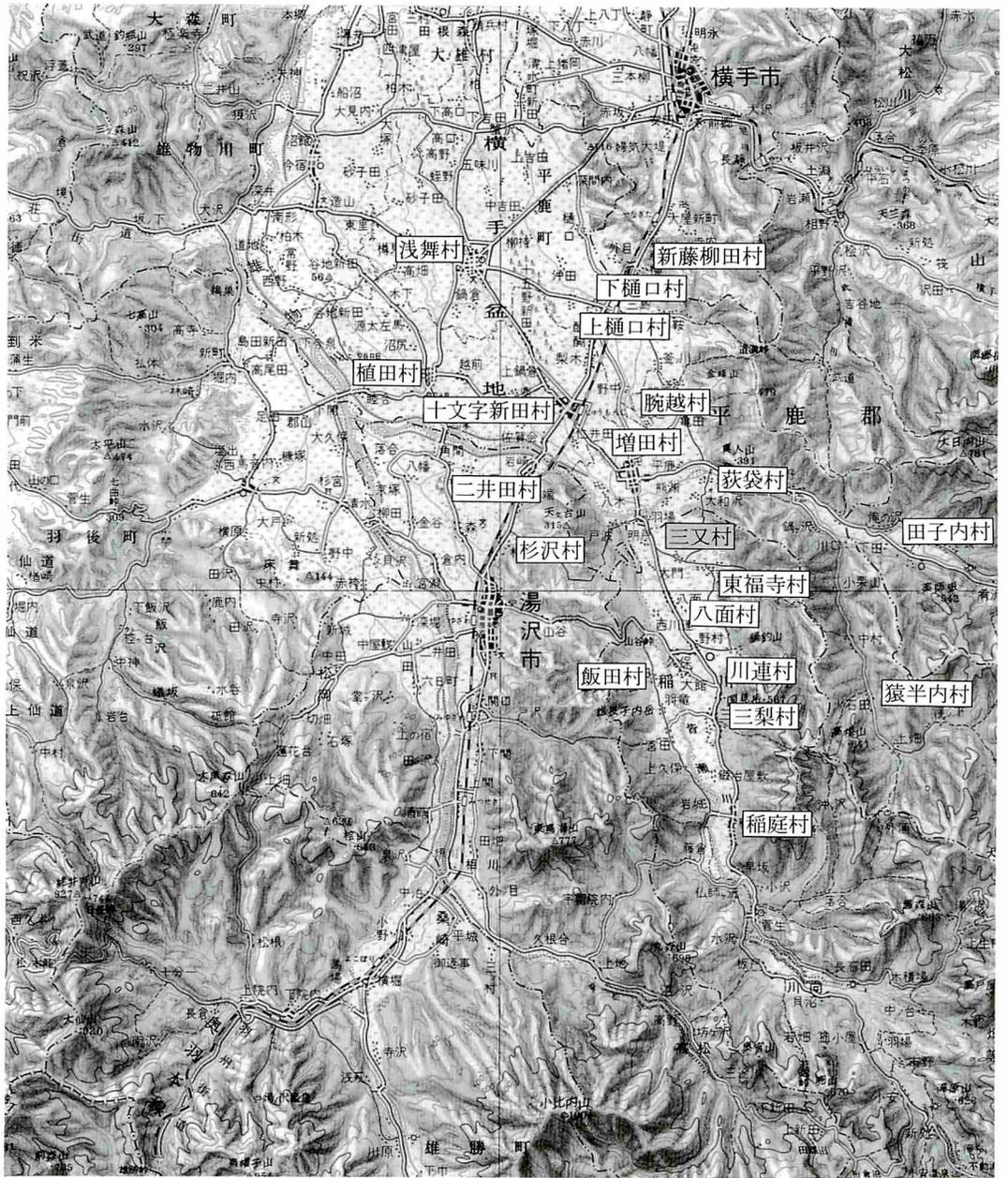
まず、出稼ぎについては㉑の阿仁銅山への一家転居が目される。このほか、㉑も一家あげての移動である。これらは、出稼ぎというよりもいづれも糊口をしのぐための一家転居というべきものである。ただ、単身、銀山・銅山から家族の中に転入してくるものもあるので(④⑨⑬など)、通常の出稼ぎも当然あったものと思われる。

婚姻については、史料中に特にそのことが示されているわけではないが、表2中において出稼ぎのほか特殊な場合をのぞけば、多くは婚姻による移動と考えてよいだろう。①②③⑥などは、その年度より人別帳の表示が「女房」に変化していることが確認できる。また、⑫は、「おきせ」(表1⑥)が「女房」に“名替り”しているから、婿入りである。このように、単身で他家から入居している場合は、おおむね婚姻による移動と考えてよいと思われる。㉑は奉公であろう。

ただし、特殊なもの、不明なものもある。

たとえば、㉑㉒の場合は、再婚であるか出戻りであるかわからない。また、⑦の「おわき」は5年の人別帳では太郎兵衛の「女房」となっているが、6年には「おわき」と記され(しかも他に「女房」とある)、㉑に示されるように、文久2年には他家へ出ている。また⑪は、数少ない確認可能な離縁の事例と思われるが、文久3年の人別帳の五郎兵衛家の書上げには、この女性に該当する記載がない。さらに、⑧は、⑪にみるように、他家へ出ているが、⑧に示されたものとは異なる家なので、単純に離縁であるとはいえない。しかも「おきわ」は平蔵家内へ入ってから「女房」に“名替り”せず実名のまま人別帳に記されている。(後述のように、嫁入りした場合は、人別帳の記載が実名から「女房」にかわる。)これらが、単なる記載上のミスなのか、あるいは特殊な事情がある場合の意図的な記載なのか、判断がつかない。

しかし、いづれにしても、地図上に関連する村をおとしてみると、その婚姻関係のおお



国土地理院発行 1/20万「新庄」

よその範囲が確認できる（図参照・□で表示した村）。その先は、平鹿郡にもおよんでいるが、基本的には、三又村の周縁部分といえる。

また数は多くはないが、分家が確認される（表3）。いずれも潰れ百姓の跡株を相続しての独立である。孫右衛門吉家と九左衛門家はいずれも10人以上の複数夫婦同居型の大家

族である。基本的には単婚小家族を志向しているといえる。喜代松が自立前に属していた五左衛門家は先の2例のような大家族ではない。表に示したように、この時、「後家」と「おかね」がともに喜代松方に移っている。「後家」は喜代松の母親であり、「おかね」は妹であろう。ところで、表1②に示したように、この家族構成からすると、「後家」は五左衛門の長男の嫁であり、その長男が死去したために家の相続権が次男の庄松に移り、そのため分家という方法をとることになったのであろう。だが、実はこの時喜代松は6歳である。6歳の子供に分家を決意する才覚はないであろうし、分家を決意したのが喜代松の母親の意志であったか、あるいは五左衛門や庄松であったのか推測するしかないが、当主である喜代松が成長するまで、実質的に一家をささえたのは、ここで「後家」と表記されている喜代松の母親であったことはまちがいない。宗門人別帳にかいまみえた女性史の断片である。

なお、写真2の5番目にみえる仁吉は、「忠治家内へ入人」とあるが、忠治という名は安政5年の同村の人別書上の一覧である表1にはみえない。実は、その前年、忠治は死亡しているのであるが、この時子供がなく妻と二人ぐらしてであった（安政4年の人別帳による）。つまり、その時点で忠治の妻は一人ぐらしの寡婦となったのであるが、その翌年に仁吉をむかえ入れることによって、家を存続させたのであろう。ただ、その表記の仕方が、後年も「後家」のままであって、仁吉が婿としてはいったのか養子としてはいったのかははっきりしない。

V 女性の表記法

最後に、同史料の女性の記載方法について述べる。

まず、未婚者の場合はそのまま個人の名前が表記される。したがって、資料中に実名で

表3

年 代	分 家	分家段階の家族構成
安政5年	末吉・女房・おくめ	孫右衛門・女房・孫助・女房・後家・末吉・女房・市太郎・女房・おくめ・おたつ・おのぶ
安政6年	宇太郎・女房・十治	九左衛門・女房・西松・宇太郎・女房・市吉・末松・徳治・十治友治
安政6年	喜代松・後家・おかね	五左衛門・女房・後家・庄松・喜代松・おかね

記される女性たちはすべて未婚者である。さて、すでにふれたように、いわゆる「移動調帳」には「名替り」という項目があり、一年間に名前（資料上の表記方法）の変更のあった者がまとめられているが、安政5年の場合を例にとると、女性の「名替り」が5例記されている（前掲史料3）。問題は、他の5名である。「おみの」「おいし」「おつめ」の3名はすべて「女房」と表記方法がかわっている（事実、安政6年の人別帳ではすべてそのように表記されている）。ところで、「移動調帳」の「他郷より入人」という項目によると（表2、①②）、「おみの」は「雄勝郡八面村勇助家内より当村勘右衛門家内へ入人」であり、「おいし」は「平鹿郡樋口村正五郎家内より当村吉郎兵衛家内へ入人」である。また、「おつめ」は、「当村出代」という項目のなかに「久右衛門家内より市左衛門家内に入」とある。つまり、この3人は、ともに他家に嫁いだ女性であることがわかる。つまり、結婚を契機として人別帳の表記方法が、実名から「女房」に変化したのである。

次に、他の二人は、「女房」が「母親」にかわっている。これについてみてみよう。まず、「五郎兵衛家内」のほうであるが、前年の安政4年の人別帳をみると、この年当主の五郎兵衛が死去しており、これにともなって長子の専之助が五郎兵衛と改名し、先代五郎兵衛の妻が「女房」から「母親」に「改名」されていることが、同資料の張り紙によって確認される。「孫右衛門家内」（表1②⑥）の場合は若干複雑である。前年の人別帳による

と、当主とその配偶者には変化はなく、その次に記載された孫助が死亡し、それにともなってその「女房」が「後家」に“改名”されている。ところが、その次年度の安政5年の人別帳では張り紙によって「後家」が「母親」に訂正されているのである。おそらく、孫助は孫右衛門の父親で、隠居した前当主なのであろう。本来ただちに「母親」と表記されるべきところがいったん「後家」と誤記されたのであろう。いずれにしても、上記2例の場合、現当主の母親がその配偶者を失って寡婦となった場合、人別帳の表記方法が「女房」から「母親」に変化することを示している。

ところで、配偶者を失った女性がすべて「母親」と記されるわけではないことはいうまでもない。先の孫助の妻がいったん「後家」と記されたように（それは「母親」の誤記であったわけだが）、当主以外の配偶者の死去によって寡婦となった女性については「後家」と記されるのがそれである。5年の人別帳では、「後家」と記されている例が5例もある。いずれもその実名は記されない。さて、この「後家」が、その立場の変化によって「母親」と“改名”した例がある。それは、前項で述べた喜代松の母親の場合である。すでに述べたように、五左衛門家は安政5年時には6人家族であるが、翌6年喜代松が村内の潰れ百姓の跡株を譲り受けて独立した。そしてその際、「後家」とおかねも同時に喜代松家に移ったのであるが、この時、「後家」は「母親」と“改名”したのである。この直接の理由が、五左衛門家から喜代松が独立して一家の当主となった点にあることは疑いない。つまり、この人別帳にあつては、女性は未婚の時代こそその実名で記されるが、結婚後はすべてその配偶者あるいは当主との関係で表記され、その人格の表象である名前で表記されることはなかったのである。

おわりに

以上、雄勝郡三又村の「切支丹御調御帳」について紹介した。短期間のものであるため、この資料だけから明らかにできることはそう多くはないが、女性の記載方法など、わずかながら興味ある事実を紹介できたのではないかとおもう。ただし、宗門人別帳が男性中心の記載方法をとるということは周知のとおりであり、本稿でとりあげた三又村の人別帳が特徴的だということではない。むしろ、こうしたなかにあつて、6歳の子供をかかえ、潰れ百姓の跡株を譲り受けて独立した喜代松の母親のような女性の姿を、近世農村における女性史のささやかなデータとしてファイルしておくことのほうが有効であるかもしれない。これまで、地主経営や農村の階層分解の分析など経済史的な蓄積は多いが、家族構成の問題を含めて、その生活史的な関心からの検討は十分とはいえなかった。宗門人別帳の発掘を含めて、そのような問題関心からのアプローチもすすめていく必要がある。なお、宗門人別帳の分析から近世農村女性の地位を検討した論考に、今野真「男系志向の切支丹改帳と女性の地位」（『宮城歴史科学研究』第33号・1991年）がある。出羽国亀田領赤田村の「切支丹改帳」の紹介をかねながら、近世農民の動態についてよりふみこんだ検討をおこなっている。本稿は、館蔵史料の紹介を目的としたために今野氏の論旨をくみこんで検討することができなかった。あわせて参照していただきたい。